

議案第 29 号

平成 25 年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計補正予算(第 1 号)

平成 25 年度三重県伊賀市の島ヶ原財産区特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 4 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 3 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 26 年 2 月 27 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄